

埼玉地方最低賃金審議会会議公開要綱

- 第 1 条 この要綱は、埼玉地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し埼玉地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。
- 第 2 条 運営規程第 6 条及び部会運営規程第 7 条に基づく会議の公開又は非公開の決定は各審議会等において行う。
- 第 3 条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の 1 4 日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、埼玉労働局において掲示する。
- 第 4 条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の 6 日前（その日が閉庁日の場合はその直後の開庁日）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あて申込むものとする。
- 2 希望者 1 人の申込みについて、申込書 1 枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。
- 第 5 条 傍聴者は、原則として 5 名とする。
- 2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。
- 3 抽選結果については、当選者にはがきで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することがある。
- 4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。
- 第 6 条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

第 7 条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、審議会開始の10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。

3 傍聴人には、審議会傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

第 8 条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出する。

3 庁舎退去命令にも従わない場合は、所轄警察へ連絡し強制排除を行うこととする。

第 9 条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができる。

第 10 条 審議会等の会議を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月20日から施行する。